

# 早川町景観計画

平成26年3月  
(平成28年3月変更)  
早川町

# 目次

|     |                                          |    |
|-----|------------------------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定にあたって                                | 1  |
|     | 1、 計画の目的                                 |    |
|     | 2、 計画の位置づけと役割                            |    |
|     | 3、 策定までの流れ                               |    |
|     | 4、 景観計画の区域                               |    |
|     | 5、 計画の構成                                 |    |
| 第2章 | 早川町の景観の現状と課題                             | 4  |
|     | 1、 早川町の景観資源                              |    |
|     | 2、 早川町の景観課題                              |    |
|     | 3、 地区ごとの景観資源と景観課題                        |    |
| 第3章 | 早川町全体の景観形成の方針                            | 35 |
|     | 1、 方針提示の経過                               |    |
|     | 2、 良好な景観形成に向けた5つの方針                      |    |
|     | 3、 方針ごとの具体的な対策と景観計画での対応                  |    |
|     | 4、 地区ごとの重点テーマ                            |    |
| 第4章 | 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項                  | 48 |
| 第5章 | 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 | 52 |
| 第6章 | 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針                    | 53 |
| 第7章 | 景観重要公共施設の整備に関する事項                        | 55 |
| 第8章 | その他の景観の質的向上に関する事項                        | 57 |
|     | 1、眺望景観の保全創出に関する事項                        |    |
|     | 2、空き家の管理及び利用促進に関する事項                     |    |
|     | 3、農地の管理及び利用促進に関する事項                      |    |
| 第9章 | 計画の推進に向けて                                | 61 |

# 1 章 計画策定にあたって

## 1、計画の目的

平成16年6月に制定された「景観法」は、我が国ではじめて作られた「景観」に関する総合的な法律です。これを受け、全国の多くの自治体が「景観行政団体」となり「景観計画」を策定し、景観まちづくりへの具体的な取り組みが進んでいます。

本町でも、地域に残る良好な山村の景観を保全していくために、平成17年に「景観法」に基づき「景観行政団体」となりました。また、平成21年には、本町が持つ景観的価値が評価され「日本で最も美しい村連合」に加盟することもできました。これからは、本町ならではの美しい山村景観を残し、育てていくことが必要です。そのためにも、行政、民間事業者、町民など町内の様々な主体が一体となって、早川町の美しい景観を守り育てていかなければなりません。その共通の指針として、多くの町民の意見を反映しながら、この「早川町景観計画」を策定します。

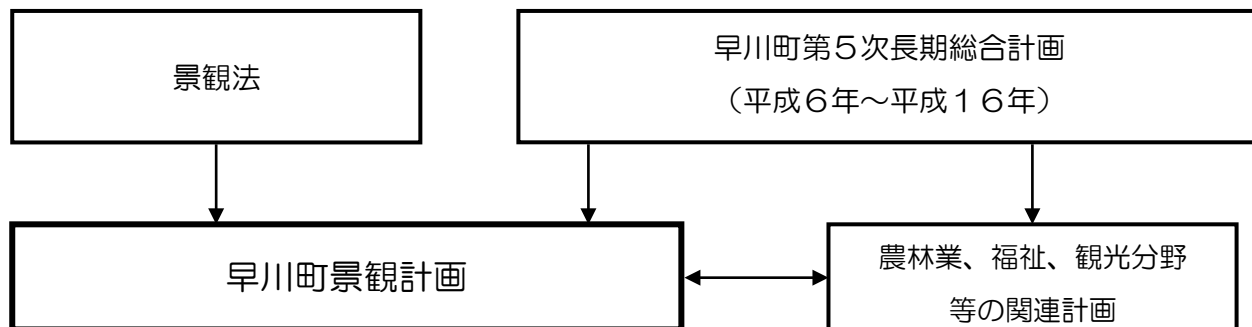
## 2、計画の位置づけと役割

景観法に基づく法定計画として定める「早川町景観計画」は、上位計画「第5次早川町長期総合計画」（平成6年3月）に即しつつ、本町の景観形成に関する総合的な施策として、町民、来訪者、民間事業者、行政など様々な主体の共通の指針として位置づけます。

こうしたことから本計画には、農林業、観光、防災、衛生、社会教育などに対する様々な主体の取り組みを、景観という切り口から横断的につなぎ連携を促進させる役割を期待しています。

なお本計画は、届け出制度の運用状況の評価や、各施策の進捗状況、また社会状況や地域課題の変化等を踏まえ、規制・誘導の仕組み、具体的な施策、計画の推進体制の充実を図っていきます。

### ■ 「早川町景観計画」の位置づけ



### 3、計画策定の経過

計画の策定にあたって、実現性、実効性のある計画にする事が何より大切であると考えました。そのために、以下のような基本方針を立て計画策定にあたりました。

#### 【基本方針】

##### 1、行政主導ではなく住民との協働型の計画

- ・住民一人ひとりの日々の暮らしが町の景観をつくっていることを意識し、住民一人ひとりが無理なく実践できるような計画を作る。

##### 2、規制ではなく問題解決型の計画

- ・住民生活に過度な制約を与えるのではなく、景観とともに住民生活に悪影響を与えている事柄（下記の例）を解決に導く計画を作る。

例）手入れの行き届かない山林

荒れたり植林されたりした耕作放棄地

管理されていない空き家 など

こうしたことを実現するために、策定の過程においてもアンケートや地区別ワークショップなどを実施し、住民の積極的な参加を促しながら、住民の思いや考えをしっかりと盛り込んだ形での計画策定を進めてきました。

#### ■平成22年度

基礎調査：アンケート調査、ヒアリング調査、既存資料の整理、地区別ワークショップなど

方向性、テーマの洗い出し：地区別ワークショップ、庁内推進会議など

#### ■平成23年度

方向性の確認：地区別ワークショップ、庁内推進会議など

具体策の検討：庁内推進会議など

最終確認、住民への周知：パブリックコメント（概要版の全戸配布）

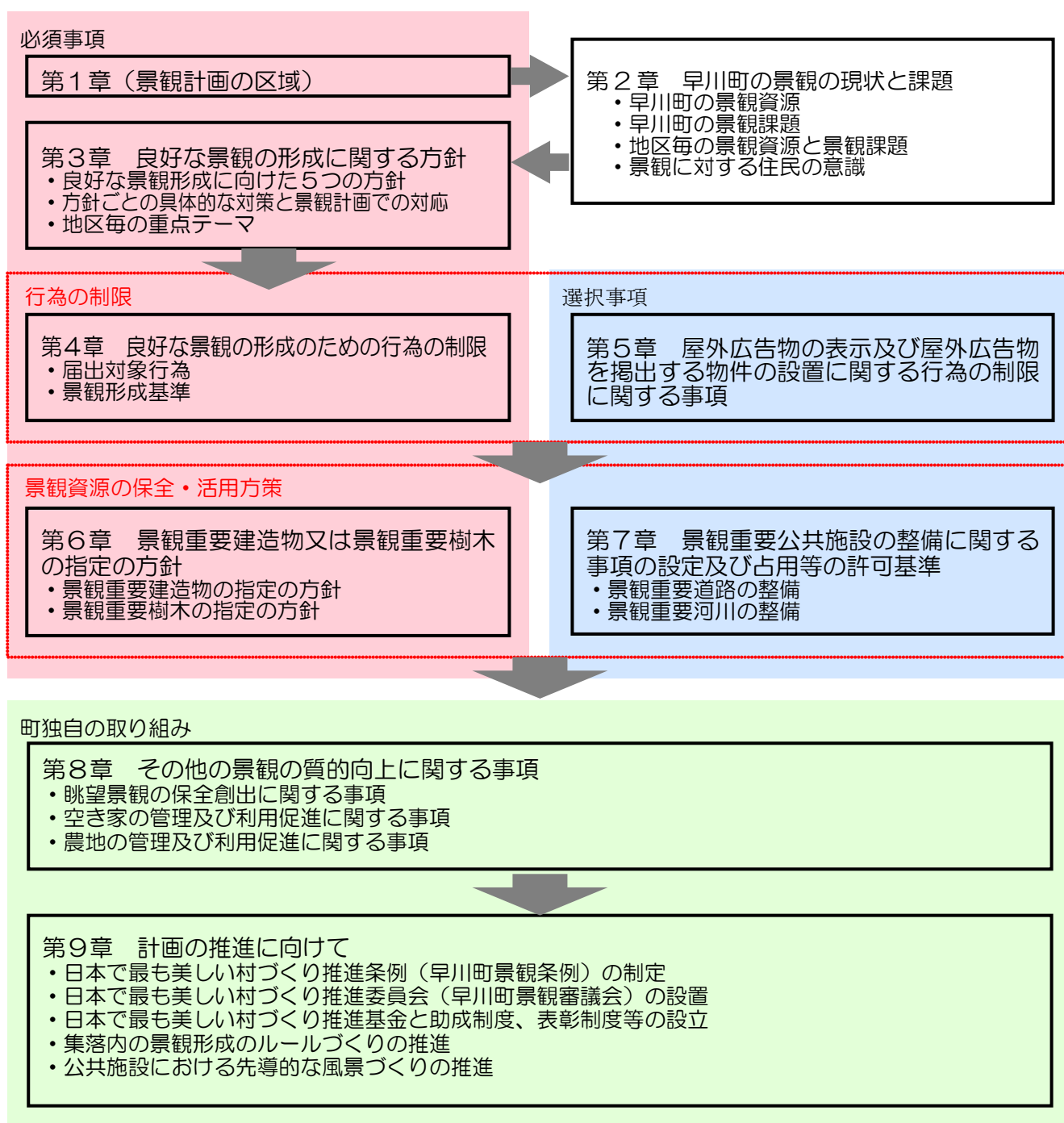


## 4、景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

景観法に基づく景観計画区域は早川町全域とします。

なお、本町には、南アルプス国立公園と県立巨摩自然公園、早川溪谷景観保存地区をはじめとする自然環境保全地区、重要伝統的建造物群保存地区である赤沢宿など、本町を代表する特徴的な景観を有していたり、住民が積極的に景観形成に取り組んでいたりする地域が各所にあります。将来的には、こうした地域を「景観形成重点地区」と定め、地区の特性に応じたよりきめ細かい景観形成に取り組むことも検討していきます。

## 5、景観計画の構成



## 2、早川町の景観課題

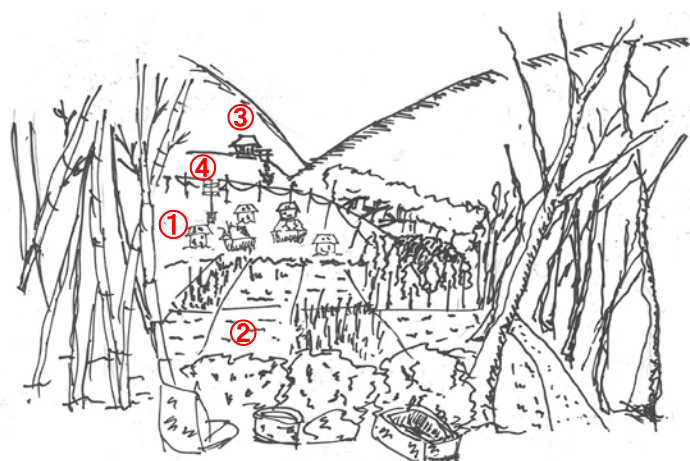
ヒアリングやアンケートで集めた景観課題を、課題が発生している場所毎に5つに整理しました。下に一覧表にまとめるとともに、それぞれを説明します。

| 大分類          | 小分類                |
|--------------|--------------------|
| 集落内の景観課題     | 空き家の増加             |
|              | 耕作放棄地の増加           |
|              | 集落の共有財の管理不足        |
|              | 工作物による良好な景観の阻害     |
| 集落周りの森林の景観課題 | 管理の行き届かない竹やぶ       |
|              | 管理の行き届かない植林地       |
|              | ゴミの不法投棄            |
| 川や水辺の景観課題    | 河川の水量の減少           |
|              | ダム湖への土砂の堆積         |
|              | 河原にはびこる外来種の植物      |
| 県道沿いの景観課題    | 沿道の管理不足            |
|              | 大型車両の通行による県道の傷みや汚れ |
|              | 砂利採取場              |
| 町道や林道の景観課題   | 日常的な管理の不足          |
|              | 崖崩れ、土砂の押し出しなど      |

## ① 集落内の景観課題

近年の過疎高齢化の影響で、これまで各家庭や集落等で自主的に行われてきた集落内の環境整備が行き届かなくなっています。これによって、集落内の生活景観に様々な課題が生じています。

また、こうした状況は単に景観課題というだけでなく、様々な側面で住民生活へも悪影響をもたらしています。



### ① 空き家の増加

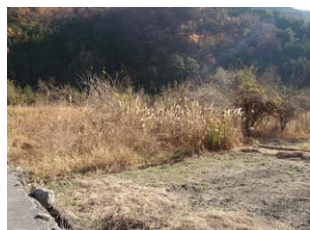
過疎高齢化のため、多くの集落で空き家が増加しています。傷みの激しい空き家、また建物周囲の庭などに雑草や蔓、樹木などがはびこった様子は、景観に負の影響を与えると同時に、防災、防犯、また獣の住処となり獣害を引き起こすといった側面からも、住民生活の安心安全をも脅かしています。



空き家による景観の悪化

### ② 耕作放棄地の増加

過疎高齢化の進展によって、耕作放棄地が次第に増加しています。耕作放棄地には雑草がはびこるだけでなく、木々が育ち、周辺の耕作地に日陰を作っています。こうした耕作放棄地の状況は、景観に負の影響を与えるだけでなく獣害を誘発する要因にもなっており、それが住民の耕作意欲を減退させ、さらに耕作放棄地を増加させるといった悪循環が生まれるなど、住民生活に深刻な影響を与えています。



荒れた畑による景観の悪化



林になってしまった畑



### ③ 集落の共有財の管理不足

過疎高齢化の影響で、郷役などが人手不足になっていることで、お宮やお寺など、集落共同の施設や場所の管理が行き届かなくなってきました。そのため雑草がはびこり、建物が老朽化するなど、景観面での課題が顕著になってきています。



お宮の階段が草だらけ



お宮の建物が傷んでいる

### ④ 工作物による良好な景観の阻害

集落内にある鉄塔、携帯電話の電波塔、電柱や電線は、住民生活には不可欠なものですが、景観面では、その色彩や形状、設置場所などから周囲の景観になじまず、良好な集落景観に悪影響を及ぼしている側面もあります。



電線・電柱が景観を阻害

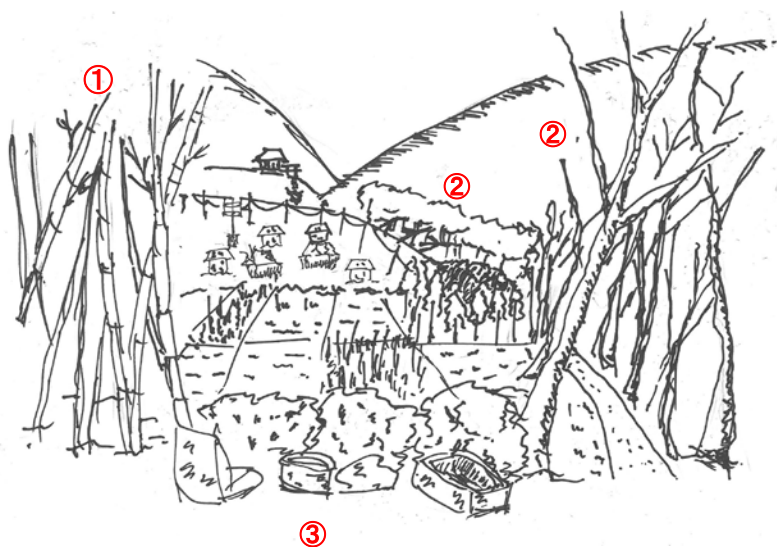


電波塔が景観を阻害

## ② 集落周りの森林の景観課題

生活スタイルの変化や林業の衰退とともに、住民が山に入る機会が減り、管理が行き届かなかったり、ごみが不法投棄されたりすることで景観が悪化しています。

こうした状況は、自然景観の破壊というだけでなく、風雪時には生活道への倒木を誘発するなど、住民生活の安心安全にも悪影響を及ぼします。





### ① 管理の行き届かない竹やぶ

これまでの住民生活に深く関わりがあった竹林も、過疎高齢化の影響で管理が行き届かず、周辺を日陰にしてしまう、強い繁殖力で他の植物を枯らしてしまうなど、景観を阻害する要因となっています。また、たけのこがイノシシの格好のえさとなって獣害を引き起こすなど、住民生活にも悪影響を与えています。



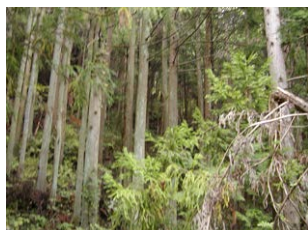
管理の行き届かない竹やぶ



電線に覆い被さる竹やぶ

### ② 管理の行き届かない植林地

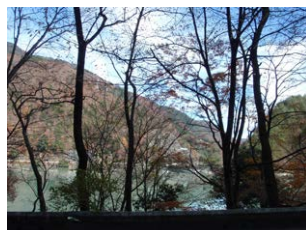
林業の衰退によって、間伐や枝打ちなどの作業がされない植林地が極端に増加しています。管理されない植林地は、森林の雰囲気をも薄暗いものにし、眺望も阻害します。また、風雪時に倒れ生活道へ覆いかぶさったり、大雨時には土砂崩れを誘発する要因となるなど、住民生活にも悪影響を与えています。



荒れた森林



倒木



見晴らしを阻害



木が覆い被さった道

### ③ ごみの不法投棄

斜面や、林の中など人目につにくい山林へのごみの不法投棄が、良好な森林の景観に負の影響を与えています。ごみの不法投棄は違法行為であると同時に、自然環境を破壊し、その放置は来訪者からの早川町の印象を悪化させています。



ごみだらけの林



ごみだらけの斜面

### ③ 川や水辺の景観課題

かつて早川町の川や溪谷には、水が滔々と流れ、豊かな生態系が存在していました。そして人々の暮らしも、様々な側面で水に支えられていました。電源開発のはじまりとともに、川や水辺の景観に課題が生じ、それが他の面でも様々な影響をもたらしています。

#### ① 河川の水量の減少

大正時代に始まった電源開発によって、町内の大きな沢のほぼ全てから、水力発電用の水が取られるようになりました。河川を流れる水の量が極端に少ない状況が長年続き、景観のみならず生態系にも深刻な影響が出ています。



水量の少ない早川本流



水量の少ない雨畑川本流

#### ② ダム湖への土砂の堆積

発電用に作られたダムに大量の土砂が流れ込み、水深が浅くなるとともに水面の面積を縮めています。堆積する土砂が景観に悪影響を与えるとともに、放置すればダム自体の機能を失い、発電にも影響が出る事が予想されます。



土砂が堆積する西山ダム



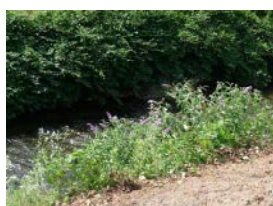
土砂が堆積する雨畑湖

#### ③ 河原にはびこる外来種の植物

河川を流れる水の減少とともに広がった河原には、ニセアカシア、ブッドレアなど、外来種の植物が繁茂し、生態系とともに本来の植生に基づいた自然景観を壊しています。



河原のニセアカシア



河原のブッドレア

#### ④ 県道沿いの景観課題

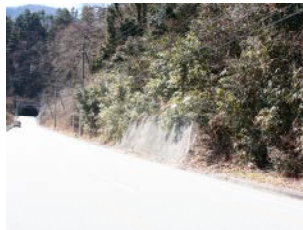
早川町の大動脈である県道沿いの景観に、砂利採取業や土建業の進展、また田畑、山林、竹やぶなどの放棄とともに様々な課題が生じています。

##### ① 沿道の管理不足

県道脇の土地や法面に、草や木がはびこり景観を悪化させています。大風や大雪の日には木や竹が道に覆い被さり、景観的に悪いというだけでなく、通行上の安全を阻害することもあります。



草むら



生い茂る木

##### ② 大型車両の通行による県道の傷みや汚れ

ダンプカーなど大型の工事車両の過度な通行が、路面を傷め砂ぼこりをまき散らすなど、住民のみならず来訪者にも悪印象を与えています。これらは景観面とともに、観光や安全面での課題となっています。



県道の傷み



砂ぼこり

##### ③ 砂利採取場

県道沿いにあるプラントやぼた山、放置された古い車両などが、河川沿いの良好な景観に負の影響を与えています。



砂利採取プラント



ぼた山



放置車両



## ⑤ 町道や林道の景観課題

集落と集落、集落と山林等を結ぶ早川町の毛細血管ともいえる町道や林道が、管理が行き届かなかったり、また土砂崩れが起きたりすることによって、景観とともに生活の上でも様々な課題を生じています。特に、県道で崩落などがあった場合、町道や林道は迂回路や町外へのアクセス道として活用されます。災害対策としても守っていく必要があります。

### ① 日常的な管理の不足

全ての道に対する日常的な管理がなかなか行き届かず、路面への落石、倒木などが放置されていることがたまにあります。これらは、景観だけでなく生活上の課題ともなっています。



落石

### ② 崖崩れ、土砂の押し出し

崖崩れや、大雨による土砂の押し出しなどが起きた際、その撤去などに時間を要します。これらは景観上の課題となっている事はもちろん、生活上の不安要素となっています。



林道のがれ



フェンスを破りそうな土砂

### 3、地区ごとの景観資源と景観課題

#### ① 本建地区の特徴

##### 景観資源

##### ① 歴史と信仰の雰囲気をもとう七面山への参詣道（七面山表参道・北参道、身延往還）

本建地区は、町内でも特に七面山・身延山信仰に関わりの深い地域で、集落の形成にも大きな影響を受けてきました。七面山の表参道・北参道では、道中に点在する坊、各丁ごとにある道標や参道入り口の鳥居など、信仰の場であることを表す独特の景観が見られます。特に表参道は、今も多くの信者が往来し賑わいをみせています。また、身延山と七面山を結ぶ身延往還は、かつて多くの参詣者が行き来した道で、道中には十萬部寺や感井坊などのお寺や坊が点在しています。また、美しいモミジの回廊や、七面山が眺められる遥拝所など眺望の良い場所があります。



表参道の鳥居



神力坊



表参道の道標



信者の姿



北参道の鳥居



明浄坊



千枚旗



十萬部寺



身延往還のモミジ

##### ② 旅館の町並みが残る赤沢宿（重要伝統的建造物群保存地区）

江戸後期から明治初期に建てられた旅館が数多く残る、歴史ある町並みが特徴です。県道が完成する昭和 30 年頃まで、身延往還の唯一の宿場として栄えました。近年では、往時の雰囲気を再生するための石畳の敷設や、町並みの保存活動もあり、平成5年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。また、妙福寺のシダレザクラや公民館前の桜、福寿草・節分草の群落といった四季折々の植物や、湧水といった自然景観も多く、それらと調和した集落全体の景観も特徴です。



公民館前の桜



福寿草と節分草の群落



若山牧水の歌碑



石畳と旅館が並ぶ町並み



### ③ 七面山登山口の集落景観

角瀬と羽衣は、昭和 30 年頃から開発が始まり、比較的新しい旅館などが建ち並び、今でも多くの参詣客で賑わいをみせています。また、集落には坊やお堂といった、古くから信仰を支えてきた歴史ある施設も立地しています。更に羽衣では、滝修行を行う姿が見られる白糸の滝や雄滝、七面山の女人禁制を解いたお万の方の像や若山牧水の歌碑など、歴史文化を表す景観も見られます。



角瀬の景観



羽衣の景観



白糸の滝とお万の方の像



弁天堂と雄滝

### ④ 地区や集落のシンボリックな場所にある巨木、名木

妙福寺のシダレザクラや角瀬の旧道沿いのマツ、小縄の弁天堂のマツなど、その場所の象徴となる名木の景観が特徴です。これら名木の多くは寺社やお堂の近くにあり、建物も含めて周辺一帯が雰囲気のある景観になっています。また、その価値が高く評価されている名木も多く、七面山北参道にある大イチイと大トチノキは県の天然記念物に、学定寺のシダレザクラと初鹿島の大アラカシは町の天然記念物に指定されています。



学定寺のシダレザクラ



初鹿島の大アラカシ



北参道の大トチノキ



北参道の大イチイ

### 景観課題

七面山北参道と身延往還の道中に、道や沿道の整備が行き届いていない所があります。表参道に比べ、日常的に通る人は多くはありませんが、歴史的に重要な道であるため、定期的な管理や、歴史性を配慮した整備を行うことが必要です。

また、差越や夏秋、高住、赤沢といった標高の高い所にある集落へ続く道中に、道や沿道の林が荒れている所があります。落石や道に覆い被さる木、手入れの行き届いていない林は、景観を悪化させ、更には、人の生活にも危険を及ぼしています。



沿道の管理が行き届いていない



沿道の樹木の  
手入れが不十分

## ② 五箇地区の特徴

### 景観資源

#### ① 早川対岸から見える集落及び山々の眺望

五箇地区は、県道から早川を挟んで対岸にあるため、樽坪、やませみ、千須和、薬袋、中之島、古屋と、早川の流れとそこにかかる橋、そして対岸にある集落とその裏の山々が一体となった、農山村の生活空間の特徴を端的に表した景観が特徴です。

集落と集落の間には、山吹の桜並木や紅葉、栗山の紅葉、中之島―播磨沢周辺の山桜など自然資源のまとまったポイントもあり、四季折々の美しい自然を県道から見ることができます。



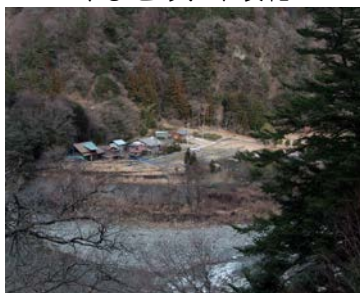
樽坪



やませみ、千須和



古屋



中之島



薬袋

県道から各集落の眺め



播磨沢のヤマザクラ



栗山の紅葉



山吹の紅葉

県道から五箇地区の山々の眺め

#### ② 集落内に多く見られる農的な生活景観

昭和後半まで養蚕業が盛んであるなど、町内でも比較的農業が盛んな地域であったため、それらを象徴する畑、果樹などの農的な生活景観、そして石積みや用水路跡等、農業に関する文化景観が集落内に多数見られるのも特徴です。





#### 集落内の農的景観

上段左から

- ・千須和のブルーベリー農園
- ・薬袋のぶどう畑
- ・塩之上の大豆畑

下段

- ・笹走の畑



### ③ 標高が高い場所からの眺望

塩之上、笹走、富士見山林道など、標高の高いエリアは、南アルプス、富士山、七面山などの、隠れた眺望ポイントにもなっており、四季折々、そして日々刻々と変わる山の姿を見ることが出来ます。



#### 標高の高い場所からの眺望

左：塩之上から見た南アルプス

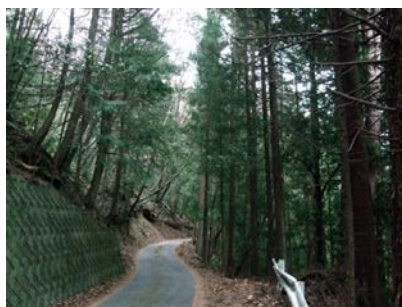
右：富士見山林道入り口からの富士山

### 景観課題

過疎高齢化が進む中で耕作放棄地などが増加し、五箇地区の特徴である農的な景観資源が減少しています。また、集落を取り囲む山林、また早川沿いの集落と標高の高い集落を結ぶ道路沿いには、手入れの行き届かない山林が増え眺望を阻害していると同時に、突風や大風で木々が倒れる等、住民生活の安全を脅かし始めています。



増加する耕作放棄地



道に覆い被さる木々



大風や雪による倒木

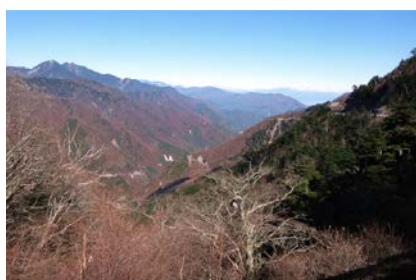


### ③ 硯島地区の特徴

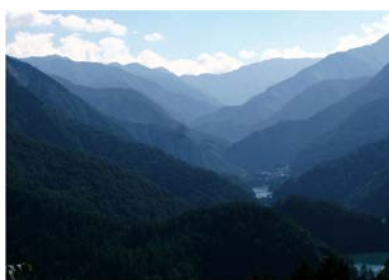
#### 景観資源

##### ① 幾重にも連なる山々の眺望

町の南部を占め、2,000m を越える山々に囲まれた硯島地区。地区内のあちらこちらから、四季折々の山の姿を見ることができます。特に布引山は、県道雨畑大島線の道中やヴィラ雨畑周辺などから見られ、その歴史的背景とも相まって地区のランドマーク的な存在となっています。また、戸屋林道や山伏峠等、標高の高い場所から見た山ひだが幾重にも連なる眺望は、硯島地区の自然の雄大さと懐の深さを象徴した景観です。



山伏峠から北を見る



戸屋集落から南を見る



雨畑湖からの布引山



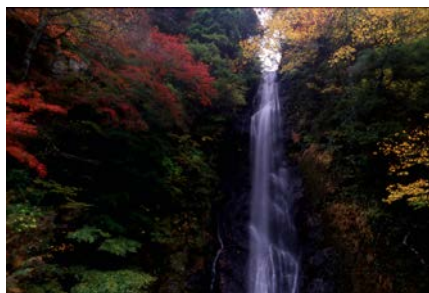
県道雨畑大島線のヤマザクラ



老平集落からの布引山

##### ② 山と水が織りなす風景

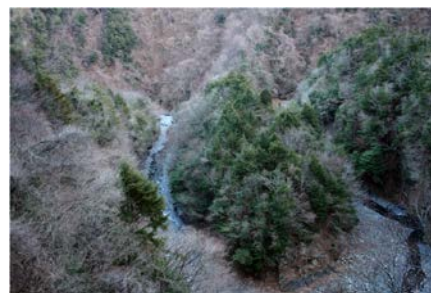
山々から流れ出した水は沢となり、やがてそれが集まり地区を南から北へ流れる雨畑溪谷となります。溪谷沿いでは新緑や紅葉など四季折々の美しい風景を見ることができます。そして雨畑溪谷の水が注ぎ込む雨畑湖では、湖面が鏡となり新緑や紅葉、また月などを映し出し、時とともに変化する自然景観が楽しめます。また、本村集落の見神の滝でも、雄大な滝と周囲の自然が作る四季折々の風景を見ることができます。このように、山と水が織りなす様々な風景が見られるのも硯島地区の特徴です。



見神の滝と紅葉



雨畑湖にかかる吊り橋と紅葉



雨畑溪谷

### ③ 斜面地に広がる茶畑や雑穀畑

急峻な山々に囲まれた硯島地区では、人々は希少な平地を探し集落を形成し、山の斜面を畑にして食料を確保してきました。特に、各集落の周縁部の斜面に広がる茶畑の景観は、硯島地区の歴史、地形、現在の暮らしの特徴を端的に表現する大切な景観です。また、稲又集落では、今でも雑穀が盛んに栽培されており、これも地区の特徴を表した大切な景観となっています。



馬場の茶畑



細野の茶畑



戸屋の茶畑と畑



稲又の雑穀畑



久田子の集落景観



大島の田んぼ

### ④ 雨畑硯の産地としての景観

硯島地区はその名の通り、硯の産地としての性格も持っています。地区内には工房や販売所などを見ることができ、硯の産地としての景観をとどめています。



硯匠庵



本村の硯販売店



硯の工房

### 景観課題

過疎高齢化の進展によって、茶畑や雑穀畑等の生活景観を守る事が難しくなっています。また雨畑硯に関する景観も、硯の需要が減る中で保全が困難となっています。景観とともに、住民の暮らしをどのように守っていくのが課題です。

また、近年では雨畑湖に土砂の堆積が目立ち、それ自体が景観課題となっている他、周囲の景観へも悪影響を与えています。



#### ④ 都川地区の特徴

##### 景観資源

##### ① 神南一水車間から見た対岸の眺望

神南から水車間の県道から見える、早川対岸の開けた眺めが特徴です。京ヶ島集落や草塩集落は、比較的平らな土地に田畑が広がっており、農的な雰囲気のある集落全景と早川とが一体になった眺望が見られます。また、ちょうど川が蛇行しているところにある、お椀を伏せたような形をした丸山の眺めも特徴です。丸山はその形や立地条件から、地区のランドマークにもなっており、集落の中からもその姿がよく見えます。



県道からみた京ヶ島の畑



県道から見た丸山



県道からみた草塩

##### ② 季節を彩る並木道

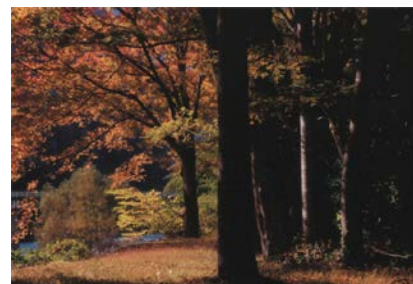
都川地区には、美しい並木道が各所にあります。草塩集落の早川沿岸ではケヤキや桜、早川中学校付近では、町の木である桂や桜の並木が見られます。これらの木々は花を咲かせたり、紅葉したりと四季折々の姿で周辺を華やかに彩っています。また、それぞれの並木道と、その奥に見える集落とが一体になった眺めも特徴的です。



草塩の桜並木



中学校前の並木



ケヤキ並木

##### ③ きれいな水に恵まれた保川溪谷

保川は、町内で唯一水力発電の為の取水をしていない貴重な川で、水量の変化が少なく、いつもきれいな水が滔々と流れる美しい景観が見られます。その豊かな水は、保集落内のせぎにも活用されており、集落内の大切な生活景観にもなっています。また、万年橋からの保川溪谷の眺めは、人々が親しみをもち持つ地区の特徴的な景観の一つです。





万年橋からみた保川溪谷



やまめびあ付近の保川



保のせぎ

#### ④ 寺社とその周辺の歴史ある景観

各集落にある寺社の周辺には、縛り地蔵などの云われのある石仏や、シダレザクラや県の天然記念物に指定されている夫婦杉などの巨木、常昌院の門などの趣きのある工作物といった、特徴のある景観資源がみられます。そして、寺社と周辺の景観資源とが一体となり、集落のシンボル景観としての色合いを強めていることが特徴です。



しばり地蔵



宗伝院と桜



朝晨庵と桜



十二神社とシダレザクラ



京ヶ島の夫婦杉

#### 景観課題

県道沿いは、並木道や対岸の眺望が良い所がある反面、特に集落と集落の間で、草が伸びていたり、沿道の林が荒れたりして、沿道の景観が悪くなっている所があります。良好な景観の連なりに欠けるとともに、対岸の眺望も阻害しています。



沿道の草木の手入れが行き届いていない



対岸の見晴らしが阻害されている

## ⑤ 三里地区の特徴

### 景観資源

#### ① 伝統行事や祭り飾りなどのハレの日の景観

三里地区では、伝統的な祭りや行事が色濃く残っており、それが景観としても表れています。茂倉や新倉集落などで見られる集落独自の祭りや、多くの集落で見られる小正月の柳飾りは、住民の原風景であると共に、集落の共同意識を育むハレの日の景観です。



子ども角力大会（茂倉）



茂倉



中洲



塩島

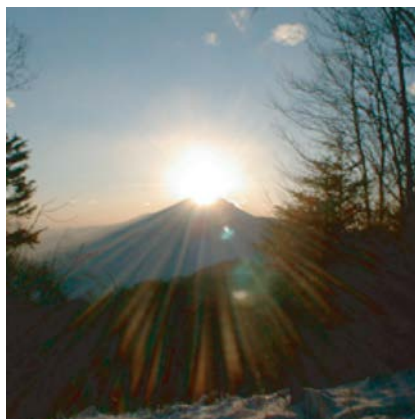


新倉

各集落で少しずつ異なる柳飾り

#### ② 山や山道からの眺望景観

十谷峠、御殿山、富士見山などの地区の東側にある尾根からは、富士山や南アルプスなどの遠くの山々を望むことができます。また伝付峠からは、内河内溪谷や横乙の滝など、山と水が織りなす雄大な景観を見ることができます。その他にも、山の上にある集落まで登る道や林道、登山道の途中にも、隠れた眺望ポイントがあり、中洲の田園風景や遠くの山々を望むことができます。



御殿山からの  
ダイヤモンド富士



十谷峠からの  
南アルプスの眺め



大富山登山道  
からの中洲の眺め

#### ③ 産業で栄えたことを示す集落の町並み

三里地区は、昭和の中頃まで林業、電源開発、鉱山開発で栄えた地域であったため、新倉、茂倉、大原野集落では、家が密集した町並みの景観を見る事ができます。また、狭小かつ急傾斜な土地に家が建ち並び、その間を細い路地が走る景観が特徴的です。

また、新倉銀座、橋桁（林業用道路）といった、当時の名残を伝える文化景観も見られます。





新倉の斜面に並ぶ家



茂倉



大原野

家と路地の景観



橋桁



新倉銀座

#### ④ 中洲集落、塩島集落間に広がる広大な田畑の景観

県道を北に向かっていくと、塩島集落を抜けた辺りから、田んぼを中心とした広大な農地が一気に開けて見えます。中洲集落、塩島集落間で見られるこの田園風景は、山々に囲まれた平地の少ない早川町内では他に見られない規模を有し、特徴的な景観になっています。



塩島、中洲間の田んぼ

#### ⑤ シッコ平の豊かな自然景観

早川集落の水源涵養林ともなっているシッコ平周辺では、日本でも有数の福寿草の大群落に加え、一輪草、二輪草、節分草といった、四季折々の植物や、トチノキの大木が立ち並び、豊かな自然景観を見ることができます。一歩足を踏み込むと神聖な雰囲気漂い、自然への畏敬の念を感じられる景観になっています。



左から

- ・福寿草の大群落
- ・シッコ平のトチノキ

#### 景観課題

手入れの行き届かない山林、整備が行き届いていない林道・登山道、冬に閉鎖してしまう富士見山林道などによって、三里地区の特徴である山や山道からの眺望が生かし切れていない事が課題です。一方で、こういった場所は観光客の受け入れ体制が整っていないため、観光客が植物などを荒らしてしまうことが懸念され、自然環境をどのようにして守っていくかも考えていく必要があります。

各集落では、過疎高齢化が進む中で、耕作放棄地・空き家が増加し、集落内の畑や町並みといった生活景観が荒れてきています。また、人手不足により、伝統的な祭りや行事などの継続が困難になってきており、ハレの日の景観の維持が課題となっています。



## ⑥ 西山地区の特徴

### 景観資源

#### ① 四季折々の渓谷美

西山地区に入ると、早川の景観がガラッと変わります。川幅が狭くなり、大小さまざまな岩が点在したより源流に近い景観となり、早川渓谷、白鳳渓谷と呼ばれ観光客にも親しまれています。渓谷兩岸には広葉樹も多く、ミツバツツジの早春、木々が萌え始める新緑、秋深まった頃の紅葉など、四季折々の渓谷美が楽しめます。渓谷の上を渡る蓬莱橋、見返橋、数力所ある吊り橋など、その渓谷美を一望できるビューポイントも、大切な景観資源です。



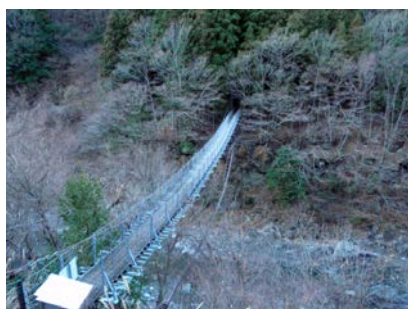
白鳳渓谷の紅葉



早川渓谷の紅葉



蓬萊橋から上流を見る



慶雲館上の吊り橋



見返橋から下流を見る

#### ② 歴史ある温泉地としての景観

かつて湯治場として栄えた西山地区は、1,300年以上の歴史があると云われ、今でも温泉宿や町営温泉が立ち並びます。年間を通して温泉客の姿を見ることができ、この賑わいは西山地区の景観の特徴であるといえます。



慶雲館



蓬萊館



また、見返橋付近にあるオベリスク、明治6年に建てられた蓬莱館の木造棟、湯川沿いにあるかつての宿や温泉の跡など、その歴史を示す大切な文化景観も数多く存在し、西山温泉の景観に歴史的な奥行きを与えています。



西山温泉の歴史景観

左から

- ・オベリスク
- ・蓬莱館の木造棟
- ・山本屋旅館

### ③ 地区全体に広がる山村ならではの生活景観と文化景観

山深い西山地区での暮らしは、早川町の中でもより山や自然と密接に関わりあった暮らしであった事が想像されます。こうした生活を象徴するかのように、道祖神、山之神など、様々な神様が各集落で今でも大切に祀られています。また、奈良田の七不思議や孝謙天皇伝説など民話や伝説も数多く残り、それらにちなんだ場所が地区のあちらこちらに存在するのも特徴です。



奈良王神社



ちょんきら石



湯島の大杉

### 景観課題

西山ダムの土砂の堆積、溪谷沿いの四季折々の自然景観、地区の歴史の深さを表す文化景観など、ポテンシャルの高い景観資源が活かしきれていないことが西山地区の課題です。

また、過疎高齢化が進む中で、山村の暮らしを象徴する神様を祀る祠や石仏、民話や伝説と関わりの深い場所などの管理の継続が難しくなって来ており、生活景観・文化景観の維持が困難になってきています。

### 3章 早川町全体の景観形成の方針

#### 1、方針提示の経過

早川町全体の景観特性や景観課題等から見えてきた、早川町全体の景観形成の方針を以下に示します。

【町全体の景観形成の方針を導き出す基本的な考え方】

- 1、住民が高く評価した景観資源を活かす
  - ・ 眺望や自然に関する景観資源が多数寄せられた。
- 2、住民生活における課題を汲み取る
  - ・ 課題として上がったものは、一通り方向性に入れ込む。
- 3、景観計画の基本的な考え方に基づく
  - ・ 住民の暮らしが景観をつくるという基本的な考えに沿って特性と課題をピックアップ。

これらをもとに、以下の5つの方向性を導き出しました。

| 景観形成の5つの方針 |                      | 活用する景観特性                                                                                                                                                                            | 解決する景観課題                                                                                                                                                |
|------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1          | 県道沿いから見られる眺望の連続性をつくる | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠くの山々の眺望</li> <li>・ 遠くの村々の眺望</li> </ul>                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿道の管理不足</li> <li>・ 大型車両の通行による県道の傷みや汚れ</li> <li>・ 砂利採取場</li> <li>・ 工作物（電柱電線、携帯電話のアンテナ塔など）による良好な景観の阻害</li> </ul> |
| 2          | 高台からのパノラマ景観を活用する     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠くの山々の眺望</li> <li>・ 遠くの村々の眺望</li> </ul>                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な管理の不足（町道や林道）</li> <li>・ 崖崩れ、土砂の押し出しなど</li> <li>・ 管理の行き届かない竹やぶ</li> <li>・ 管理の行き届かない植林地</li> </ul>           |
| 3          | 美しく豊かな川や溪谷の景観を取り戻す   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山と水が織りなす景観</li> </ul>                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の水量の減少</li> <li>・ ダム湖への土砂の堆積</li> <li>・ 河原に繁茂する外来種の植物</li> </ul>                                             |
| 4          | 農的な暮らしの景観を守る         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕してある田畑</li> <li>・ 茶畑、ぶどう畑等特徴のある田畑</li> </ul>                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕作放棄地の増加</li> </ul>                                                                                            |
| 5          | 集落内の暮らしの景観を守る        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落の共同意識を支えるお宮、お寺</li> <li>・ 暮らしの平穏を祈る神々</li> <li>・ 集落のシンボルとなる木や森</li> <li>・ ハレの日の風景</li> <li>・ 家の周りの植栽</li> <li>・ 山里の生活文化を表した風景</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家の増加</li> <li>・ 集落の共有財の管理不足</li> <li>・ 工作物（電柱電線、携帯電話のアンテナ塔など）による良好な景観の阻害</li> <li>・ ゴミの不法投棄</li> </ul>       |



## 2、良好な景観形成に向けた5つの方針

### 方針1、県道沿いから見られる眺望の連続性をつくる

県道南アルプス公園線及び県道雨畑大島線沿いには、対岸の集落、南アルプスの山並み、四季折々の植物、川や溪谷の流れといった景観資源が多数存在します。これらは、アップダウンやカーブの多い県道と相まって刻々と変化を見せていきます。雄大な自然の中で繰り広げられる景観模様は、町民にとって最も身近で町の自然の雄大さを実感できる景観上の特徴です。

一方で、県道沿いには荒れた耕作放棄地、眺望を阻害する山林、砂利採取場など、景観課題も多数存在します。そうした課題を一つ一つ解決しながら、連続性のある良好な景観を創出します。

【活用したい具体的な資源】 対岸の集落、南アルプスの山並み、四季折々の植物、川や溪谷の流れ

【改善したい具体的な課題】 荒れた耕作放棄地、眺望を阻害する樹木や工作物、砂利採取場など



景観課題（×）を改善して、良好な景観（○）の連続性を高める

#### ■ 具体策と対応

- ① 県道沿いの眺望を阻害する木竹の伐採促進
- ② 県道上にかかる木竹の伐採促進
- ③ 砂利採取場及び工事残土を含む土石の堆積物の遮蔽促進
- ④ 良好な眺望を阻害する工作物の改善、誘導
- ⑤ 南アルプス街道に相応しいシンボルロードの整備促進
- ⑥ 良好な眺望ポイントの整備促進

※視対象の保全

## 方針2、高台からのパノラマ景観を活用する

高台の道や集落から遠くの山々を見た眺望や、眼下に広がる川や集落の眺望は、早川町の急峻で高低差のある地形特性ならではの景観で、四季折々の自然の美しさとともに早川町の山深さを実感できる景観です。そこに行かなければ見られない、町民にとっておきのビューポイントも町内各所に存在し、これらを保全しつつ観光面からも活用する事も望まれます。

保全・活用に向けては、ビューポイント付近の眺望を阻害している樹木の伐採、林道などビューポイントへのアクセスの整備等が必要です。特に、県道と高台の集落を結ぶ道の沿道に、管理されない山林が増え、眺望を阻害しています。こうした山林は、薄暗い雰囲気醸し出し住民に不安感を与えると同時に、大雨や風雪時に道の上に倒れたり、土砂崩れを誘発したりと、住民生活の安心安全を脅かしています。県道が崩落などによって通行止めになった場合、こうした道が迂回路になるケースが出てきます。災害時対策という観点からも、こうした道とその沿道の山林を適正に管理していく必要があります。

【活用したい具体的な資源】 遠くの山々を見た眺望、眼下に広がる川や集落の眺望

【改善したい具体的な課題】 眺望を阻害する山林、ビューポイントまでのアクセスの整備



このような眺望は住民からの評価が高く保全の必要性がある。観光面で活用する事も望まれる。



左のような山林や道路は、景観面だけでなく、生活上の安心・安全という観点でも負の影響を与えている。

### ■ 具体策と対応

- ① 眺望を阻害する木竹の伐採
- ② 高台へ続く町道や林道の管理の促進
- ③ 眺望を意識した登山道の整備
- ④ 高台へ続く町道や林道沿道の山林の管理の促進

※視対象の保全

### 方針3、美しく豊かな川や溪谷の景観を取り戻す

滔々と流れる早川、ごろごろとした岩にぶつかり様々に表情を変える沢など、川や溪谷の自然美は、四季折々の変化を見せる周辺の山々の表情とも相まって、町の自然の豊かさを象徴する景観となっています。また田畑に水を引いたり、魚を捕まえたり、漕いで泳いだりと、川と密接した暮らしの風景は住民の原風景にもなっています。

一方で、電源開発以降、川を流れる水の量は激減し、また各所に砂防堰堤が建設され、残念ながら現在の川や溪谷は景観面のみならず自然の豊かさという観点からも昔の姿を留めていません。様々な問題を克服しながら、かつての美しさと豊かさを少しでも取り戻すべく努力していきます。

【活用したい具体的な資源】滔々と流れる川、岩にぶつかり表情を変える沢、四季折々の山の表情

【改善したい具体的な課題】水量の減少、河川景観の悪化、ダム湖や砂防堰堤への土砂の堆積など



景観面のみならず生態系の保全という観点からも、かつての美しさと豊かさをとりもどすべく努力すべき。

#### ■ 具体策と対応

- ① ダム湖、砂防堰堤に堆積する土砂除去の働きかけ
- ② 河川内に繁茂する樹木の伐採に向けた働きかけ
- ③ 親水ポイントの整備の検討



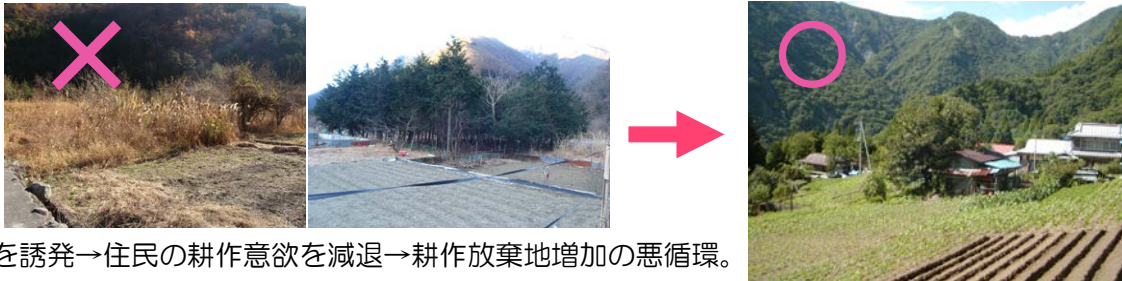
#### 方針4、農的な暮らしの景観を守る

過疎高齢化の進展によって、耕作放棄地が次第に増加しています。耕作放棄地には雑草がはびこるだけでなく、植林された木々が育ち、周辺の耕作地に日陰を作るなどしています。こうした耕作放棄地の状況は、景観に負の影響を与えるだけでなく獣害を誘発する原因にもなっており、それが住民の耕作意欲を減退させ、さらに耕作放棄地を増加するといった悪循環が生まれるなど、住民生活に深刻な影響を与えています。

住民主体の取り組みやボランティアの受け入れ、また各種制度を整え、現状の耕作地を保全しながら、特に景観面で課題となっている県道沿いや集落入り口などの耕作放棄地の解消に取り組み、良好な集落景観の保全に務めます。

【活用したい具体的な資源】 耕してある田畑、茶畑やぶどう畑など地域ごとに特徴のある田畑

【改善したい具体的な課題】 耕作放棄地の増加、農地への植林



獣害を誘発→住民の耕作意欲を減退→耕作放棄地増加の悪循環。

しかし、住民個人の力では限界という声も多い。何らかの仕組みが必要。

#### ■ 具体策と対応

- ① 農地の維持及び利用の促進（農業委員会との連携）
- ② 遊休農地の適正な管理の促進（農業委員会との連携）
- ③ 農地への植林に対する対応強化（農業委員会との連携）

## 方針5、集落内の暮らしの景観を守る

集落には、それぞれの自然環境、歴史的背景、暮らしぶりがあり、それらに裏打ちされた独自の景観があります。集落住民は、それを共有することで共同体としての絆を育んできました。お宮やお寺は、建物自体加え、前方に広がる境内や付随する鳥居や門、周囲の石像物や巨木など一体となり、集落にとって神聖で大切な場所であることが伺えます。集落の道祖神や周辺で行われる祭りの様子や祭り飾りも、その地域性を表し住民の一体感を育む大事な景観といえます。

一方で、過疎高齢化のため、多くの集落で空き家が増加しています。傷みの激しい空き家、また建物周囲の庭などに雑草や蔓、樹木などが繁茂した様子は、景観に負の影響を与えると同時に、防災、防犯、また獣の住処となり獣害を引き起こすといった側面からも、住民生活の安心安全を脅かしています。

こうした課題を改善しながら集落独自の景観を守っていくために各種制度を整えるとともに、住民一人ひとりの行動によって、良好な集落景観の維持に努め、それぞれの地区や集落の住民の心に深く根ざした景観を、積極的に保全していきます。

【活用したい具体的な資源】 寺社周辺の集落のシンボリックな景観、ハレの日の景観や舞台、  
集落や地区の特性に基づいた産業景観・生活景観、庭の植栽

【改善したい具体的な課題】 ゴミの不法投棄、住民が所有している農地や山林の管理、空き家の増加



寺社や祭りが行われる場とその風景は集落の象徴。



傷みの激しい空き家、建物周囲の雑草や蔓などは、防災防犯、獣害誘発など生活上の不安材料となる。



家屋周りの植栽等、自主的な取り組みを促進させたい。一方でゴミを捨てないなどの心がけが必要。



### ■ 具体策と対応

- ① 空き家の活用の促進
- ② 空き家の管理及び取り壊しの促進
- ③ 良好な集落景観を阻害する工作物の改善、誘導
- ④ 集落のシンボルとなる景観、住民の原風景となる景観の保全
- ⑤ 身近な生活空間の環境美化の促進

### 3、方針ごとの具体的な対策と景観計画での対応

景観形成の5つの方針ごとに示した具体的な対策に対する、本計画での対応を以下の表に示します。

| 景観形成の5つの方針 |                      | 具体的な対策                                  | 景観計画での対応                                                        |
|------------|----------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1          | 県道沿いから見られる眺望の連続性をつくる | ①県道沿いの眺望を阻害する木竹の伐採                      | その他の景観の質的向上に関する事項（8章）の「1、眺望景観の保全創出に関する事項」に整理                    |
|            |                      | ②砂利採取場及び工事残土を含む土石の堆積物の遮蔽                | 良好な景観の形成のための行為の制限（5章）で、「屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積」を届け出対象行為に定める |
|            |                      | ③良好な眺望を阻害する工作物の改善、誘導                    | 良好な景観の形成のための行為の制限（5章）の「工作物」で、届け出対象行為の規模と景観形成基準を定める              |
|            |                      | ④南アルプス街道（主要地方道 南アルプス公園線）に相応しいシンボルロードの整備 | 景観重要公共施設の指定に関する方針（7章）で、整備方針として記述                                |
|            |                      | ⑤良好な眺望ポイントの整備                           | その他の景観の質的向上に関する事項（8章）の「1、眺望景観の保全創出に関する事項」に整理                    |
|            |                      | ※視対象の保全                                 | 方針3、4、5で対応                                                      |
| 2          | 高台からのパノラマ景観を活用する     | ①眺望を阻害する木竹の伐採                           | その他の景観の質的向上に関する事項（8章）の「1、眺望景観の保全創出に関する事項」に整理                    |
|            |                      | ②高台へ続く町道や林道の管理の促進                       |                                                                 |
|            |                      | ③眺望を意識した登山道の整備                          |                                                                 |
|            |                      | ④高台へ続く町道や林道沿道の山林の管理の促進                  |                                                                 |
|            |                      | ※視対象の保全                                 | 方針3、4、5で対応                                                      |
| 3          | 美しく豊かな川や渓谷の景観を取り戻す   | ①ダム湖、砂防堰堤に堆積する土砂除去への働きかけ                | 景観重要公共施設の指定に関する方針（7章）で、景観重要河川を目指し、整備方針に盛り込む                     |
|            |                      | ②河川内に繁茂する樹木の伐採に向けた働きかけ                  |                                                                 |
|            |                      | ③親水ポイントの整備の検討                           |                                                                 |
| 4          | 農的な暮らしの景観を守る         | ①農地の維持及び利用の促進                           | その他の景観の質的向上に関する事項（8章）の「3、農地の管理及び利用促進に関する事項」に整理                  |
|            |                      | ②遊休農地の適正な管理の促進                          |                                                                 |
|            |                      | ③農地への植林に対する対応強化                         |                                                                 |
| 5          | 集落内の暮らしの景観を守る        | ①空き家の活用の促進                              | その他の景観の質的向上に関する事項（8章）の「2、空き家の管理及び利用促進に関する事項」に整理                 |
|            |                      | ②空き家の管理及び取り壊しの促進                        |                                                                 |
|            |                      | ③良好な集落景観を阻害する工作物の改善、誘導                  | 良好な景観の形成のための行為の制限（5章）の「建築物」「工作物」「開発行為」で、届け出対象行為の規模と景観形成基準を定める   |
|            |                      | ④集落のシンボルとなる景観、住民の原風景となる景観の保全            | 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（6章）で整理                                    |
|            |                      | ⑤身近な生活空間の環境美化の促進                        | 計画推進の推進に向けて（9章）の「2、計画の推進に向けた施策」で整理                              |



## 4、地区ごとの重点テーマ

### ① 本建地区

#### 「歴史と調和する町並みの形成」

身延山・七面山信仰に関わりの深い集落である角瀬や羽衣は、信仰に関連した歴史あるお寺や坊も立地する中に、代表的な外観の建物があり、特に羽衣では景観のまともに欠けている所があります。新設の建物に素材や色彩などの制限を設けたり、既存の建物の外観を歴史と調和するよう誘導するなどして、周辺のお寺や坊など一体となった、歴史ある信仰の場にふさわしい集落景観の形成を図ります。



参考例



周辺の歴史ある建物と調和する外観へと誘導

#### 「七面山北参道と身延往還の整備」

七面山北参道と身延往還は、歴史的にも大切な道であるため、歴史的背景にふさわしい道への整備を図ります。北参道は、登山口の鳥居周辺や、道中の定期的な管理を行い、信仰の道としての雰囲気を守るとともに、道の安全性の確保に努めます。身延往還は、落石やがれている場所が見られるため、道の定期的な管理を行い、道の安全性の確保に努めます。また、点在する坊や遥拝所の整備、かつて道中にあった道標の復元など、歴史的資源を活用した景観形成を図ります。



昔茶屋があった場所なども景観資源として活かせるのでは

#### 「赤沢宿の情緒あふれる集落景観の保存」

歴史的な町並みを残していく為に、保存計画※に沿って、建物の計画的な保存・修景に取り組みます。また、景観を阻害している電線類を共架する、もしくは町並みに影響のないところへ移設し、良好な見晴らしの確保を検討する。その他、集落内には、石畳の上部で耕作放棄地の増加により沿道の草が目立っている所や、手入れが行き届いていない竹やぶ、獣害や環境の変化などにより植物群が減少しているといった課題も見られます。定期的な草刈りや伐採、獣害対策なども考慮した植樹などに取り組み、周辺環境と調和した良好な集落景観の形成に努めます。

※早川町赤沢宿伝統的建造物群保存地区保存計画



歴史的景観の眺めを阻害している電線類の共架、移設を検討



計画的に建物の保存工事を進め、その有効活用にも努める

#### 「小規模集落への道の眺望と安全性の確保」

標高の高いところにある差越、夏秋、高住、赤沢へ上る道は、各集落への重要な生活道路です。沿道の林の適正な管理により見晴らしを良くし、良好な沿道景観の形成に努めるとともに、人々が日常的に使う道路として、十分な安全性を確保します。



沿道の崩れているところを整備し、良好な景観形成と安全性の確保を図る



沿道からの見晴らしを阻害する木を伐採

## ② 五箇地区

### 「眺望景観と生活道の安全確保」

早川沿いの集落と標高の高い集落を結ぶ道沿いに増えている、手入れの行き届かない山林を間伐し、眺望を確保すると同時に住民生活の安心を守ります。また道中の旧五箇村役場、旧五箇小中学校の跡地、七面堂のどの資源も生かした整備に努めます。



### 「山桜の景観と眺望の確保」

中之島から古屋、播磨沢にかけての山桜の眺望は、早川の春の景観の代表でもあります。県道沿いの木々を間伐するなどして、県道からの眺望の確保に努めます。



### 「南アルプス、富士山の眺望の活用」

塩之上、笹走間、また富士見山林道は、隠れたビューポイントです。眺望を阻害する木々を伐採するなどして、眺望の確保に努めるとともに新たな観光資源として活用を図ります。同時に、そのアクセス道路の整備にも努めます。



富士山、南アルプス等が特に美しく見える場所をビューポイントとして設定し、重点的な整備を図る。

### 「町の玄関口として、山吹付近の景観整備」

山吹周辺は町の入口に位置し、景観的にも重要なポイントです。既存資源である山吹の桜並木や紅葉、早川第一発電所を活かし、また付近の砂利採取場や沿道の草むらといった景観課題を解消しながら、町の玄関口に相応しい一体的な景観整備を図ります。



桜並木を活かしながら、砂利採取場付近の景観を改善。町の玄関口に相応しい景観を作りだす。

### 「早川沿い集落の農的な生活景観の整備」

遊休農地の解消、集落周りの山林の手入れ等を進め、五箇地区の景観特徴でもある県道から見える集落景観と、集落内の農的な景観の保全に努めます。

川沿いの耕作放棄地の草刈りや再利用、集落すぐ裏の山林の間伐や枝打ちを促進させるなど、農的な景観の保全に努める。





### ③ 硯島地区

#### 「雨畑茶の茶畑景観の保全」(地区全体)

集落周縁部の斜面に広がる雨畑茶の茶畑は、硯島地区の地勢や歴史を表す大事な景観です。過疎高齢化の進展によって、その管理が難しくなり、放棄される茶畑が増えているのが現状ですが、農業や観光施策とも連携しながら、栽培を継続させ茶畑の景観保全に努めます。



農業振興、産業振興施策との連携が不可欠。雨畑茶のブランド化、管理やお茶摘みボランティアの受け入れなども検討する必要があります。

#### 「雨畑硯に関する景観の保全」

雨畑硯は、早川町を代表する特産品であり、また日本を代表する名硯でもあります。生活スタイルの変化とともに硯の需要は激減しましたが、日本の伝統文化として、また工芸的な観点からも価値のあるものと言えます。

これに関しても、雨畑茶と同じく産業や観光施策と連携しながら、日本を代表する硯の産地としての景観保全に最大限努めます。



工房や販売所も大事な景観要素となる

#### 「県道雨畑大島線、戸屋林道からの眺望景観の活用」

地区の入り口である大島集落から、県道雨畑大島線に入ると、渓谷が広がるとともに、道中からは雪に彩られた布引山、山を染めるヤマザクラ、雨畑湖に映る紅葉や月、四季折々の美しい自然美が見られます。

また、戸屋林道を上ると、戸や集落からは雨畑湖と山伏峠方面の山々、富士山、林道終点付近からは七面山や都川、三里地区の村々が見られるなど、県道からとは異なる眺望が楽しめます。

この二つの道を眺望回廊と位置づけ、通行上の安全確保とともに、沿道の森林の間伐による眺望確保や、また桜やミツバツツジなどの植栽・管理による自然景観の補強に努めます。

森林の間伐する等して、眺望を確保



沿道の桜をしっかりと管理し、ヤマザクラを補強

#### 「雨畑湖周辺の景観整備、及び眺望景観の確保」

雨畑湖周辺は地区の中心として、ヴィラ雨畑、硯匠庵、硯の里キャンプ場といった観光施設があり、人々が集まる場所です。周囲には吊り橋や見神の滝などの自然景観が豊富にあり、また雨畑湖越しに見る山々の眺望は独自のものです。

それらの景観資源の保全に努めるとともに、雨畑湖の土砂の堆積への対応を検討していきます。また、既存の吊り橋や散策路を、自然景観と眺望景観を楽しめる場所としての整備に努めます。



冒険コースからの眺め



今は使われていない雨畑湖対岸の散策路



#### ④ 都川地区

「社寺とその周辺の、歴史的な雰囲気を活かした景観整備」

京ヶ島集落の縛り地蔵や朝晨庵の桜など、寺社に隣接して特徴的な石仏や大木があることを活かし、寺社とその周辺の一体的な景観整備に努めます。また、高齢化とともに、お祭りや伝統行事などの維持が困難になってきています。その様子は集落が賑わう華やかな景観にもなっているので、集落活性化策とも連携し、ハレの日の風景の維持に努めます。



高齢化の進展に備えて、寺社やその周辺の景観の維持管理の仕組みを整える

「保川渓谷の自然景観の保全、及び眺望の整備」

保川は、町内で唯一自然のままの水量を保っている川です。保川渓谷の良好な景観を守るために、保川の自然環境の保全に努めます。また、万年橋から見える保川渓谷の眺望については、隣接する白石集落ややまめびあとといった周辺を含めた一体的な景観の整備を図ります。



周辺の集落景観も含めた、万年橋からの眺望の一体的な整備に努める

「県道沿いの景観整備」

県道沿いにおいて、連続する良好な沿道景観の形成を図ります。

神南一水車間の早川対岸の眺望景観の整備

県道の神南から水車の間から見える、早川対岸の良好な眺望景観の整備を図ります。その為に、眺めの対象となる、各集落の農的雰囲気を守っていくために、耕作放棄地や空き家の解消にも努めます。また、丸山は、品川区との交流事業と連携を図りながら、植樹などにより四季折々の自然が楽しめる景観の形成に努めます。

草塩一保集落を並木道エリアに設定

早川中学校前の県道は、沿道に学校やスポーツ広場などがあり、町の中でも特徴的な通りです。草塩のケヤキと桜の並木、中学校前の桂と桜の並木を活かして、草塩集落から保集落までを「並木道エリア」に位置づけ、計画的な整備の方策を検討し、町のシンボルロードとしての景観形成を目指します。また、並木の奥に見える集落についても、植栽などによる景観整備に努めます、



草塩から保までを並木道エリアに設定し、計画的な景観整備を検討する

保集落以北の県道の整備

保集落以北の県道は、特に集落間について、沿道の草や林の手入れが行き届いていないところに適切な整備を行い、並木道や眺望景観が特徴的な場所との繋がりを意識した、美しい沿道景観の形成を図ります。



沿道の草や木の手入れをし、連続する良好な沿道景観の形成に努める

## ⑤ 三里地区

### 「産業景観や自然環境の整備・活用」

新倉以北には、時雨の滝、内河内溪谷、新倉湧水などの山と水が織りなす自然景観や、アーチ橋、橋桁、新倉銀座などかつての賑わいを伝える産業・文化景観が多数あります。これらを観光資源として活かしていくために、周遊できる遊歩道や、案内板、解説文などのサイン類を充実させるなど、一体的な整備に努めます。



自然景観・文化景観を観光資源として活用

### 「眺望景観と生活道の安全確保」

早川沿いの集落と標高の高い集落を結ぶ道沿いに増えている、手入れの行き届かない山林の間伐、枝打ちを促進し、眺望を確保すると同時に住民生活の安全を守ります。



道沿いの木々を  
手入れすることで

風雪による樹木を防ぐ  
とともに、眺望を確保

### 「伝統文化に関する景観の保全」

祭り、柳などの伝統文化は、三里地区の特徴であると共に、住民の原風景となる大事な景観資源です。しかし、近年では過疎高齢化の影響で維持が困難になってきています。集落活性化策などとも連携しながら、伝統文化に関する景観の保全に努めます。



祭りや祭り飾りも重要な景観要素

### 「地区東側のビューポイントの整備」

十谷峠、御殿山、富士見山は町内でも有数のビューポイントです。峠や山頂付近を手入れし、眺望を確保するとともに、そこまでのアクセス道を整備し、観光資源としての活用を図ります。



ビューポイント周辺の木々の手入れをすることで眺望を確保

### 「中洲の農的景観の保全」

塩島集落・中洲集落の間の田んぼは、早川町内で最も広大な田園風景です。しかし、近年では耕作放棄地や畑への植林が増加し、景観が悪化してきています。農業施策とも連携しながら耕作放棄地の解消や、植林された畑の改善に努めます。特に、県道沿いの目立つ耕作放棄地を優先して解消するよう努めます。



畑として復活

耕作放棄地を

植栽で景観を改善

### 「シッコ平周辺の環境整備」

シッコ平は日本でも有数の福寿草の大群落や、トチノキの大木が立ち並び、豊かな自然景観を誇っています。住民生活に配慮しながら、観光資源として活用していくと同時に、水源涵養林として自然環境とその景観を整備・保全していくための計画策定に努めます。



観光資源としての活用も視野に入れながら

水源涵養林として自然環境・景観を整備・保全



## ⑥ 西山地区

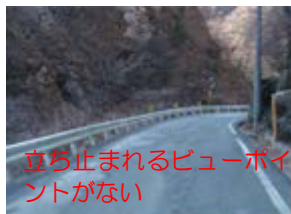
### 「早川溪谷の自然を最大限に生かす景観整備」

#### 青崖隧道～蓬莱橋間の整備

青崖隧道を過ぎてから蓬莱橋までの間は、溪谷はもちろん、滝や水場等の見所も多く、観光面での活用が期待されます。立ち止まって溪谷と新緑や紅葉が見えるビューポイントなどの設置を検討していきます。



道沿いの木々を整理する



立ち止まれるビューポイントがない

#### 見返橋周辺の整備

西山自然農園・湯島の湯と西山温泉の中間に位置する見返橋は、早川溪谷を望む代表的なビューポイントです。溪谷沿いの植栽、建設物の色や形状なども早川溪谷の美観を損なわないよう配慮します。



奥に見えるガードレールの色彩、護岸の形状、工法等を景観に配慮

#### ビューポイントとしての吊り橋群の整備

早川溪谷の所々に架かる吊り橋も、大切なビューポイントです。早川溪谷の自然景観を安心して楽しめるよう、吊り橋の安全性を確保します。



ビューポイントと位置づけ、安全性を確保

### 「秘境・奈良田に相應しい景観形成」

秘境と呼ばれるように奈良田には独自の歴史や文化、民俗、風習があり、それらに関する生活・文化景観が多数存在します。学術的にも価値ある奈良田集落の文化を後世に残すために、既存の景観資源を保全しながらトータルの景観形成を図ります。



道祖神



板葺き屋根の民家



奈良田の七不思議の一つ「御付水」



冬の風物詩 寒ざらし大根

七不思議伝説にまつわる場所の景観整備、奈良田ならではの生活景観の保全等を図り、秘境・奈良田に相應しい景観を創出

### 「歴史ある温泉地としての西山温泉の景観整備」

1,000 年以上の歴史を持ち、今でも温泉客でにぎわう西山温泉の歴史の深さを可視化するために、オベリスク、かつての湯治場跡等、周辺に散在する文化景観を活用した面的な景観整備を進めます。



散策路等を整備し、湯川沿いの湯治場の跡を見られるように。宿単体の景観から、地域全体の雰囲気づくりを意識



### 「湯島の大杉周辺の景観整備」

県の文化財である湯島の大杉は、西山地区はもとより早川町の代表的な木の一つです。地区のシンボリックな場所として、大杉と大杉がある山王神社周辺の景観整備を検討していきます。



神社周辺の草刈り等を徹底し、神聖な雰囲気を持続。また、県道沿いに案内板等を設置し、人が訪れやすい環境を作る



## 4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

建築物等の届出行為と景観形成基準（法第8条第2項2号関係）

### （１）建築物等の届出について

景観計画区域内においては、次の行為を行う場合、法16条第1項に基づき、行為に着手する日の30日前までに町への届け出が必要です。届け出の対象となる行為の規模等は、次の表に示すとおりです。

| 届出を要する行為の種類                    |                          | 届出を要する行為の対象                                                              |                                                                                                         |
|--------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物                            | 新築、改築、増築又は移転             | 高さが10メートルを超えるもの又は行為部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの                             |                                                                                                         |
|                                | 外観の模様替え又は色彩の変更           | 高さが10メートルを超えるもの又は床面積の合計が150平方メートルを超えるもので、かつ、変更部分の面積の合計の合計が10平方メートルを超えるもの |                                                                                                         |
| 工作物                            | 新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更 | 垣（生垣を除く）、柵、塀の類                                                           | 高さが1.5メートルを超えるもの                                                                                        |
|                                |                          | 電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類                                                         | 高さが15メートルを超えるもの                                                                                         |
|                                |                          | 煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類                                                     | 高さが5メートルを超えるもの                                                                                          |
|                                |                          | 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類                                                  | 高さが5メートルを超えるもの又は床面積の合計が150メートルを超えるもの又は床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（改築、増築後に高さ5メートル又は床面積の合計が150平方メートルを超えるものを含む） |
|                                |                          | 太陽光発電施設                                                                  | 地上設置のモジュール面積の合計が10平方メートルを越えるもの                                                                          |
| 開発行為<br>・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 |                          | 開発区域の面積が300平方メートルを超えるもの、又は高さ1.5メートルを超える法面もしくは擁壁を生じるもの                    |                                                                                                         |
| 屋外において土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積     |                          | 高さが1.5メートルを超えるもの又は面積が100平方メートルを超えるもので、その対象期間が90日を超えるもの                   |                                                                                                         |

※ 他の法令に基づき許可、認可、届出等を要する行為で、行為の内容を町で確認できるものについては、重複して届出が必要とならないよう配慮します。

※ 電柱、電線類、鉄塔、アンテナの類について、景観形成推進ゾーン、景観重要公共施設、景観農業モデル地区など、景観形成上重要な特定地区において良好な景観形成を図るために、今後、届出の対象となる高さの基準について検討します。

### 【届出が不要な行為について】

|                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届出を要しない行為は以下のとおりとする                                                                                                                                                                                                             |
| (1) 上記届出対象行為のうち、届出の必要な規模に満たない行為                                                                                                                                                                                                 |
| (2) 他法令での許認可もしくは届出により行う行為で次に掲げるもの                                                                                                                                                                                               |
| (ア) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項又は第125条第1項の許可を受けて行う行為及び同法第81条第1項の規定により届け出て行う行為並びに同法第143条第1項（同条第2項において準用する場合を含む）の規定による市町村の条例に基づく許可を受けて行う行為                                                                                        |
| (イ) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定により届出書を提出して行う立木の伐採（同法ただし書の規定の適用がある場合を含む）、同法第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む）、同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む）の許可を受けて行う行為（同項ただし書の規定の適用がある場合を含む）及び同法第34条の2第1項（同法第44条において準用する場合を含む）の規定により届出書を提出して行う立木の伐採 |
| (ウ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項又は第16条第3項の許可を受けた公園事                                                                                                                                                                               |

|     |                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 業の執行として行う行為、同法第20条第3項又は第21条第3項の許可を受けて行う行為及び同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為                                     |
| (工) | 山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第14条第1項又は第35条第1項の許可を受けて行う行為及び同条例第28条第1項の規定により届け出て行う行為                        |
| (オ) | 山梨県立自然公園条例（昭和32年山梨県条例第74号）第10条第3項の許可を受けた公園事業の執行として行う行為、同条例第20条第4項の許可を受けて行う行為及び同条例第22条第1項の規定により届け出て行う行為 |
| (カ) | 山梨県自然環境保全条例（昭和46年山梨県条例第38号）第13条第3項の許可を受けて行う行為及び同条例第14条の2第1項、第15条第1項又は第16条第1項の規定により届け出て行う行為             |
| (3) | 非常災害のために必要な応急措置を行う行為                                                                                   |
| (4) | 国及び地方公共団体が行う行為                                                                                         |
| (5) | 地中又は水面下における行為                                                                                          |
| (6) | 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為                                                                            |
| (7) | 既着手行為（条例の施行日までに着手している行為）                                                                               |

## （２）行為別の景観形成基準

行為別の景観形成基準（行為の制限に関する事項）を次のとおり定めます。

### ①建築物

| 項目        | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の農業景観、集落景観、歴史的まちなみとの調和、または連続性に配慮した配置とする。</li> <li>・ 主要な眺望場所からの眺望を妨げないように配慮した配置とする。</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| 意匠、素材、色彩  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の農業景観、集落景観、歴史的まちなみとの調和、または連続性に配慮した外観とする。</li> <li>・ 大規模建築にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮したり、建物の分節化、分散配置等の工夫をすることで、威圧感および圧迫感を軽減するよう努める。</li> </ul>                                                                                                              |
| 屋根、外壁     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として勾配屋根とし、周囲の建築物との連続性に配慮した向き、角度とする。</li> <li>・ 汚れが目立たず、経年変化によって味わいの増す素材を使用する等の工夫をする。</li> <li>・ 冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材を壁面等に大部分にわたって使用することは避ける。</li> <li>・ 大面積に具象な絵柄や必然性のないデザインを施すことを避け、華美な装飾を施さないようにする。</li> </ul>                                      |
| 素材        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石や木材等の自然素材を積極的に活用する。</li> <li>・ できる限り、本町または本県の景観特性を特徴づける地場産材を活用する。</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| 色彩        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落ち着いた色調を基調とし、原色等突出した色彩は用いない。</li> <li>・ 使用する色の数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りではない。</li> </ul>                                                                                              |
| 建築設備、付帯施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁または屋上に設ける設備（配管、空調設備等）は露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図る。やむを得ず露出する場合は、できる限り壁面と同じ色彩、同質の仕上げを施し、目立たないようにする。</li> <li>・ 屋外階段は、建築物と一体的なデザインとするか、道路等公共の場から見えない位置に設置する。</li> <li>・ 電気室、機械室、ゴミ置き場、自転車置き場、受水槽等は、道路など公共の場からできるだけ見えない場所に配置し、緑化等により目隠しをする。</li> </ul> |
| 垣・柵など     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地に垣や塀、柵等を設ける場合は、できる限り生け垣、または石や木等、自然素材を使った垣柵とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |
| 敷地の緑化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の生態系や歴史的文脈にあった樹木や草花で、できる限り緑化を図る。</li> <li>・ 景観的に優れた樹木や樹林が敷地内に生育している場合は、保存、移植によってできる限り活かす。</li> </ul>                                                                                                                                                  |

## ②工作物

| 項目    | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業景観、集落景観、歴史的まちなみとの調和を損なわないよう位置を工夫する。</li> <li>・ 県道沿い、または集落内の主要な眺望場所からの眺望を妨げないよう位置を工夫する。</li> </ul>                                                                                     |
| 色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の自然環境、集落景観、歴史的まちなみ等との調和に努め、落ち着いた色調を基調とし、原色等突出した色彩は用いない。</li> <li>・ 使用する色の数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りではない。</li> </ul> |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内は、地域の生態系や歴史的文脈にあった樹木や草花で、できる限り緑化を図る。</li> <li>・ 景観的に優れた樹木や樹林が敷地内に生育している場合は、保存、移植によってできる限り活かす。</li> </ul>                                                                             |
| 垣・柵など | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地境界を囲う場合は、できる限り生け垣、または石や木等、自然素材を使った垣柵とする。</li> </ul>                                                                                                                                   |

## ③工作物（移動通信用鉄塔等）

| 項目   | 景観形成基準                                                                                                                                                                                    |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること。</li> <li>・ 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。</li> </ul>                                                         |
| 形態意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>                                                                                         |
| 色彩   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ちついた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>                                                                                       |
| 緑化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内においては緑化に努めること。</li> <li>・ 大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に努めること。</li> </ul>                                                     |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。</li> <li>・ 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。</li> </ul> |

## ④工作物（太陽光発電施設）

| 項目   | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業景観、集落景観、歴史的まちなみとの調和を損なわないよう位置を工夫する。</li> <li>・ 県道沿い、または集落内の主要な眺望場所からの眺望を妨げないよう位置を工夫する。</li> <li>・ 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。</li> </ul>           |
| 形態意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・ パネル等は、反射が少なく模様が目立たないものを使用し、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>                                               |
| 色彩   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モジュール等の色彩は、周囲や建築物等と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。</li> </ul>                                                                                                |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮し、土地の形状変更は最小限にすること。</li> <li>・ 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。</li> </ul> |



### ⑤開発行為

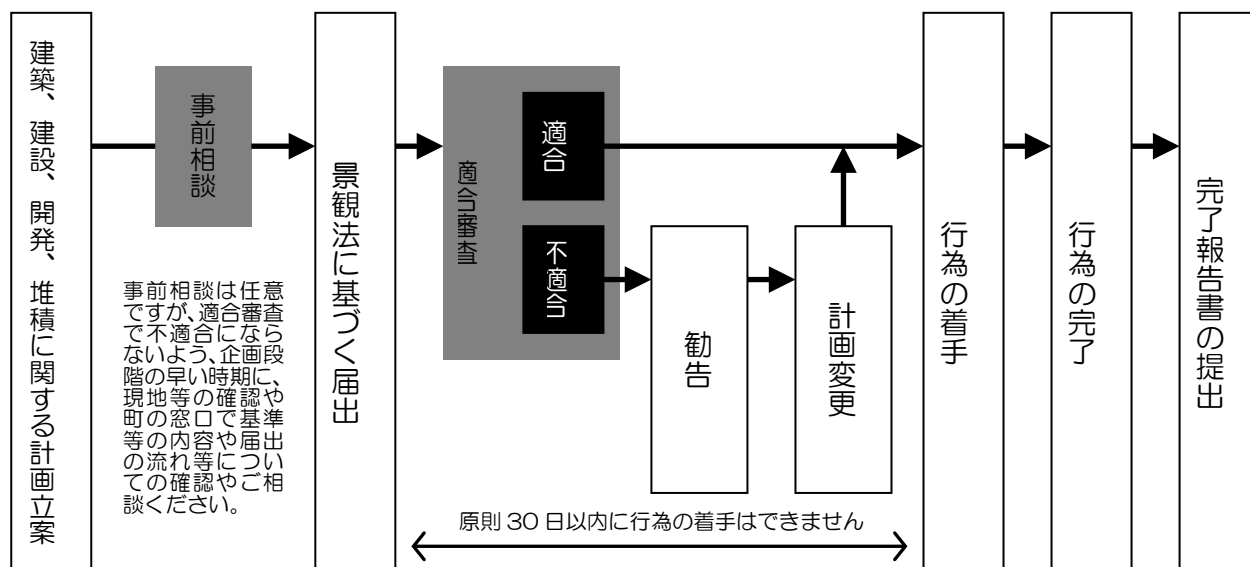
| 項目       | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地形、形状    | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の地形、樹木等の自然条件を活かした造成・計画とし、周囲の景観との違和感を生じさせないようにする。</li> <li>造成は必要最小限のものとし、既存の地形及び景観を著しく変更しないようにする。</li> </ul>                                                                                    |
| 法面、擁壁等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。</li> <li>擁壁は高さをできる限り低く抑える。</li> <li>法面は緑化等により、周辺の景観及びまち並みとの調和に努める。</li> </ul>                                                                                 |
| 樹木の保存、緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な木竹の伐採は、可能な限り避ける。やむを得ない場合は、周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。また、表土の保全を図る。</li> <li>道路等、公共空間との境界部分については緑化に努める。</li> <li>開発区域の内部や周囲に既存の樹木、樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観の特徴の継承を図る。</li> </ul> |

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積

| 項目    | 景観形成基準                                                                                                                                                                                               |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 堆積の方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ できる限り、道路等の公共の場所から目立たない位置及び規模とする。</li> <li>・ 良好な眺望場所や道路及び河川等から、できる限り見えない方法をとる。</li> <li>・ 適切な集積又は貯蔵に努める。</li> <li>・ 積み上げの高さをできる限り低く抑え、整然と集積・貯蔵する。</li> </ul> |
| 遮へい   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地外からの出入口は、できる限り限定する。</li> <li>・ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいする。</li> </ul>                                                           |

### (3) 届出の流れ

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項で定める、一定規模以上の建築物の建築、工作物の建設等を行なう場合は、あらかじめ早川町に景観法に基づき届出を行い、早川町が定めた景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることになります。



## 5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### (1) 基本的事項

屋外広告物は、町民や来訪者などに多くの情報を与えたり、商業地、観光地などのまちなみに賑やかな印象を与えたりといった効果があります。一方、派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫は、景観へ悪影響を与えます。そのため、良好な景観形成を図るためには、屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為について、一定のルール(制限)を定める必要があります。

本計画策定後、本町における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」の規定により第2種許可地域の基準が適用されることとなります（自然公園、景観保全地区）。本町では、この規定に基づいた適切な規制誘導を図ります。

## 6章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

### (1) 基本的事項

地域の特性を生かした景観形成を図るためには、町内に点在する特徴的な景観資源の保全と積極的なまちづくりへの活用を図ることが大切です。このため、町内の建築物・工作物（以下「建造物」）および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定し、景観資源の保存と隣接地など、周辺を含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「(仮)日本で最も美しい村づくり推進委員会(早川町景観審議会)」の意見を聴くものとします。

### (2) 指定に関する事項

#### ■景観重要建造物（建築物、工作物）

本町には、集落内のシンボルとなる寺社、生活の一端を表す古民家、土蔵、畑の石積み、水路、水車小屋、また地域ごとの産業的特徴を表す宿、温泉施設など、地域の歴史や自然、暮らしぶりを表し景観に特徴をもたらす建造物が多数存在しています。

こうした、地域の景観特性に重要な役割を果たす建造物を、次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定し、積極的に保全・活用に努めます。

#### 指定基準

- ・ 早川町及び各地区、各集落の歴史、文化的な特徴を有し、保全・継承していく必要性の高い建造物。
- ・ 外観に優れたデザインを持ち、地域のランドマーク、シンボルとなっている建造物。
- ・ 地域住民、または観光客から愛され、親しまれている建造物。
- ・ 良好な景観の形成に向けて、手本となる建造物。

#### ■景観重要樹木

本町には、寺社の境内にある大杉、桜やイチョウの老木、河川沿いの桜並木など、古くから地域住民に愛され、親しまれ、地域のシンボル、ランドマークとなっている古木・大木が多数存在します。こうした樹木は、周辺空間の良好な景観形成へ強い影響を持っています。

こうした、地域の景観に重要な役割を果たしている樹木を、次の指定基準に基づき「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用に努めます。



## 指定基準

- ・ 樹姿（樹高や樹形）に品格や風格が備わり、地域のシンボリックな存在となっている樹木。
- ・ アイスストップやランドマークになっているなど、周辺の景観に重要な役割を果たしている樹木。
- ・ 地域住民、または観光客から愛され、親しまれている樹木。
- ・ 一団として、地域の景観的魅力を高めている樹木群。

## （３）管理の支援に関する事項

指定した「景観重要建造物」また「景観重要樹木」については、その所有者や管理者に管理義務が生じます。その管理に対して、今後、金銭面も含めたサポート体制を検討していきます。

※「景観重要建造物」と「景観重要樹木」は、すでに文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、指定の対象から除外し、以下にその一覧を示します。

| 指定 | 種別    | 指定物件            | 指定日       | 所在地             |
|----|-------|-----------------|-----------|-----------------|
| 国  | 建造物群  | 赤沢宿 歴史的な文化財保存地区 | H5.7.14   | 早川町赤沢地内         |
| 国  | 天然記念物 | 新倉の糸魚川ー静岡構造線    | H13.8.13  | 早川町新倉地内         |
| 県  | 天然記念物 | 湯島の大杉           | S33.6.19  | 早川町湯島（山王神社境内）   |
| 県  | 天然記念物 | 七面山の大イチイ        | S34.2.9   | 早川町赤沢字向山 1347   |
| 県  | 天然記念物 | 七面山の大トチノキ       | S34.2.9   | 早川町高住字栃原山 834   |
| 県  | 天然記念物 | 京ヶ島の夫婦スギ        | S42.3.10  | 早川町京ヶ島（八幡日吉神社）  |
| 町  | 天然記念物 | 学定寺のイトザクラ       | S51.12.20 | 早川町初鹿島（夏秋学定寺境内） |
| 町  | 天然記念物 | 初鹿島の大アラカシ       | S51.12.20 | 早川町初鹿島 899      |
| 町  | 天然記念物 | 西之宮のサイカチ        | S51.12.20 | 早川町西之宮 1018     |
| 町  | 天然記念物 | 奈良田八幡神社社叢       | S51.12.20 | 早川町奈良田字塩島 766   |
| 町  | 天然記念物 | 本妙寺のヒイラギ        | H9.3.26   | 早川町笹走（本妙寺境内）    |
| 町  | 天然記念物 | 早川しっこ山 貴重植物群落   | H12.1.24  | 早川町早川字しっこ山 1819 |

## 7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

### (1) 基本的事項

道路、河川などの公共施設は、本町の景観の骨格を形成する重要な景観要素です。

こうした道路や河川といった公共施設を、地域の特性に応じて整備することで、本町に相応しい景観を形作ることが可能となります。よって、本町の景観形成上、特に重要な公共施設（道路、河川等）を、「景観重要公共施設」に指定し、その整備方針を定めます。

### (2) 指定に関する事項

本町の景観の骨格を形成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川等）について、公共施設管理者との協議の上、次の指定基準に基づき、以下の場所を「景観重要公共施設」として指定することを検討します。また、追加の指定に関しても、随時追加指定できるものとします。

なお、追加の指定にあたっては「(仮)日本で最も美しい村づくり推進委員会（早川町景観審議会）」の意見を聞くものとします。

#### ■指定基準

- 優れた眺望を有する道路、河川等
- 本町の景観の骨格となっている道路や河川等
- 特徴的な景観を有する土木構造物等
- 町民や観光客など、多くの人々に親しまれているシンボリックな道路、河川等

(注) 公共建築物等については、景観重要公共施設ではなく、景観重要建造物として指定するものとします。

#### ■指定する景観重要公共施設の案

##### ① 景観重要道路

- ・ 県道 37 号主要地方道南アルプス公園線：身延町との町境から奈良田開運隧道入口まで
- ・ 県道 810 号一般県道雨畑大島線：起点から終点まで

##### ② 景観重要河川

- ・ 早 川：内河内川との合流点から蓬萊橋上流 200m まで  
滑河内川との合流点から湯川との合流点、及び西山ダム周辺
- ・ 湯 川：早川との合流点から上流 300m まで
- ・ 雨畑川：雨畑ダムから樽沢川との合流点
- ・ 樽沢川：雨畑川との合流点から上流見神の滝まで
- ・ 春木川：栃原堰堤から春木川第一堰堤まで（白糸の滝、雄滝頂上部まで含む）
- ・ 保 川：早川との合流点から保川第一堰堤まで

### （３）整備方針に関する事項

指定した景観重要公共施設については、次の整備方針に基づき、まちづくりや観光と連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

#### ■景観重要公共施設の整備方針

##### ① 景観重要道路

###### 〈全体的な事項〉

- ・工作物（電柱等）を設置する際、良好な眺望を阻害しないようその位置に配慮する。
- ・工作物（ガードレール等）を設置する際、その色彩や形状について周囲の自然と調和、良好な眺望の保全に配慮する。
- ・良好な眺望を有する地点では、ビューポイントやサイン類の整備、駐車スペースの確保に努める。

###### 〈県道 37 号主要地方道南アルプス公園線保地内〉

シンボルロードとして、周囲の敷地や工作物、眺望なども含めて、南アルプス街道に相応しい景観を創出します。

###### ・具体的な整備方針（案）

保集落の景観づくりへの取り組みと一帯となった景観形成に努めます。

##### ② 景観重要河川

###### 〈全体的な事項〉

- ・護岸等ではできる限り自然素材を使用し、渓谷美を守るとともに周囲の自然や道、橋との調和を図る。
- ・水辺へのアクセスを改善し、水に親しめるポイントの整備を図る。

###### 〈早川西山ダム周辺、雨畑川における指定方針〉

- ・水辺へのアクセスを改善し、水に親しめるポイントの整備を図る



## 8章 その他の景観の質的向上に関する事項

景観法で定める前記2つの事業以外に、本町では独自に次の3つの事項について定めます。これらは、どれも本町の重要な景観資源であるとともに、過疎高齢化が進展する中、その保全が課題となってきたものでもあります。計画策定の過程で実施した住民ワークショップの中でも、多くの町民から同様の意見が出されました。早川町の景観形成における重点テーマとして、積極的に取り組んでいきます。

### 1、眺望景観の保全創出に関する事項

県道沿いから見られる連続した渓谷美、山の尾根や高台の集落から見られる南アルプスの山々など、早川町には素晴らしい眺望景観が数多く存在します。これらの景観は、3,000m級の山々に囲まれた谷あいの町という、本町の地形的特性から形作られたものあり、町民はもとより、観光客など町外から本町を訪れる人々にも早川町らしさを印象づける貴重な景観となっています。

本町では、こうした良好な眺望景観を保全・創出し、また地域活性化に向け有効に活用していくために、次のような取り組みをはじめます。

#### ■優れた眺望景観の保全・創出に向けた取り組みの推進

##### ①良好な眺望ポイントの選定および整備

県道、町道、林道、登山道沿い、または集落の中など、良好な眺望景観が見られる場所を、眺望ポイントとして指定し、以下の方針に沿って順次整備を検討していきます。

##### 【指定する眺望ポイント案】

県道南アルプス公園線、雨畑大島線からの眺め

青崖トンネル～蓬莱橋間（渓谷、紅葉）、見返橋周辺（渓谷、紅葉）、立石トンネル付近（山桜、渓谷）

集落からの眺望

塩之上集落（笹ヶ岳）、羽衣（白根三山）

林道、登山道、山頂からの眺望

十谷峠（南アルプス）、富士見山林道シッコ平下（白根三山）、丸山林道うっこし（白根三山）、御殿山山頂（富士山、南アルプス）、大富山（中州集落）

##### 【良好な眺望ポイントの整備方針】

良好な眺望ポイントについては、展望台の整備、案内板等サイン類の充実、駐車スペースの確保といった整備を検討していきます。

## ②眺望の連続性の確保

県道南アルプス公園線、ならびに県道雨畑大島線沿いの眺望の連続性を確保するために、眺望を阻害する木々の伐採を検討していきます。伐採には、森林環境整備基金を活用し、具体的な伐採箇所については地元の要望を加味しながら検討していきます。

## ③高台の眺望ポイントへのアクセス整備

高台の眺望ポイントへのアクセス道となる町道、林道、登山道などについては、定期的な管理を心がけます。新たな林道、登山道等を整備する際には、眺望ポイントへのアクセス道としての利用も考慮しながら、ルート等の検討を進めます。

また、高台の眺望ポイントへ向かうアクセス道沿道の植林地については、早川町間伐事業によって間伐を進め、アクセス道の安全性を確保します。

# 2、空き家の管理及び利用促進に関する事項

---

過疎高齢化のため、多くの集落で空き家が増加しています。痛みの激しい空き家、また建物周囲の庭などに雑草や蔓、樹木などがはびこった様子は、景観に負の影響を与えると同時に、防災、防犯、また獣の住処となり獣害を引き起こすといった側面からも、住民生活の安心安全を脅かしています。

空き家の所有者に適正な管理を求める他、各種制度を整え、空き家の有効活用、適正な管理、また取り壊しを促進させ、良好な集落景観の維持に努めます。

## ① 空き家の把握

- ・ 空き家の有効活用、また廃屋の解体を促進させるための基礎データとして、町内にある空き家の数、状態、持ち主の意向等の調査を定期的実施していきます。

## ② 空き家の有効活用、利用促進に向けた取り組み

- ・ 現在進めているお試し暮らし施設の運用も含めた移住希望者への対応を通して、都市などからの移住者に良好な空き家を提供し、活用促進を図ります。
- ・ 山村留学制度とも連携して、留学家族へ良好な空き家を提供し、活用促進を図ります。

## ③ 空き家の適正な管理促進に向けた取り組み

- ・ 持ち主への適正な管理を促すとともに、周辺住民やボランティア等、第三者が管理できる体制をつくるために、空き家の適正な管理に関する条例制定を検討します。

## ④ 廃屋の解体促進

- ・ 利活用、再生の難しい廃屋に関しては、景観面及び周辺住民の安心安全の観点から解体が望ましいと考

えます。解体に際して持ち主の費用負担を軽減させるための補助制度創設を検討し、集落景観に悪影響を与えている廃屋の解体を促進させ良好な集落景観を維持します。

### 3、農地の管理及び利用促進に関する事項

---

急峻な斜面に広がる畑、貴重な平坦地を活用した田んぼといった農的な景観、またその中で営まれる季節ごとの暮らしの景観は、早川町原風景ともいえる大切な景観で、見るものに郷愁を与えてくれます。しかしながら、一方で過疎高齢化が進み耕作地が減少する中、こうした景観を維持することが難しくなっているのも事実です。

こうした状況の中、少しでも農地を保全し早川町らしい農的な暮らしの景観を維持していくために、次のような取り組みをはじめます。

#### ①農業景観モデル地区の設定検討

県道沿い、または県道から見られるまとまった農地、地区ごとの景観的に特徴のある農地を、農業景観モデル地区に選定し、重点的な整備に努めます。

##### ■景観モデル地区（案）

県道沿い、県道から見られるまとまった農地：中州集落

大島集落

早川集落

地区ごとの特徴的な景観を持つ農地：硯島地区の茶畑

五箇地区の山ぶどう畑

また、全町的に農地の維持、管理を促進し、農的な暮らしの景観を保全することを目指し、以下のような取り組みを実施します。

#### ②農地の維持及び利用の促進

- ・ 早川町農産物栽培奨励補助事業によって、特産作物の作付けを促進し耕作地の維持を図るとともに、遊休農地の発生を未然に防ぎます。
- ・ 都市部からの定年帰農者等へ、農業委員会から農地を斡旋し、農地の利用を促進します。

#### ③遊休農地の適正な管理の促進

- ・ 山林原野化した農地の、森林への地目変更を促します（非農地通知の運用）。
- ・ 地域住民と都市住民や企業ボランティア等との共働での、管理、解消の取り組みを促進します。
- ・ 持ち主への適正な管理を促すとともに、周辺住民やボランティア等、第三者が管理できる体制をつくるために、遊休農地の適正な管理に関する条例制定を検討します。



#### ④農地への植林に対する対策強化

- ・ 違反転用に対する農業委員会による監視を強化します。
- ・ 集落内に針葉樹を植林しない等、集落内でのルールづくり、合意形成を促進します。

## 9章 計画の推進に向けて

### 1、 基本的事項

景観は、早川町に関わる人すべての行動によって形作られていきます。つまり、町民はもちろん、観光客など町外の人々も含めて、早川に関わる多様な主体の理解と協力がなければ、良好な景観を作ることができません。「日本で最も美しい村づくり」を目指す本町の良好な景観形成に向けて、行政、住民、民間事業者、各種団体、そして観光客や都市住民など、多様な主体の協働によって本計画を推進していくことを目指します。

#### ■各主体の役割

##### ・町民の役割

景観は、町民一人ひとりの暮らし方や意識の表れととらえることができます。町民は、身近な生活空間（家や庭、所有する田畑や山林、集落など）をもう一度見つめ直すとともに、地域（自然環境や歴史、文化など）への興味関心や理解を深め、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方、所有地の管理など、町民一人ひとりが自らできることを自発的に進め、その輪を周囲の人々に広げていく積極的な姿勢が求められます。

##### ・事業者の役割

道路工事など公共施設の整備に関わる事業者、砂利採取関連の事業者、住居の設計や工事など建物の建設に関わる事業者、農林業や観光業に関わる事業者も、その事業を通じて景観形成に影響を与えています。事業者も自らが景観形成の重要な担い手であることを認識し、積極的にその役割を果たし景観に良好な影響を与えていくことが求められます。

##### ・行政の役割

「早川町景観計画」に基づき、良好な景観形成に向けた諸施策の推進を図るとともに、住民や事業者の自発的かつ主体的な行動、そして協働を促進させるために、支援体制、推進体制の充実を図ります。また、観光客や都市住民など、地域外から本町を訪れる方々を、早川町の景観を客観的に評価してくれる存在として、また森林ボランティアや援農ボランティアなど景観づくりの担い手として捉え、町民との交流を促進させます。

## 2、 計画の推進に向けた施策

早川町景観計画の推進に向け、次のような施策に取り組みます。

### ①（仮）日本で最も美しい村づくり推進条例（早川町景観条例）の制定

「早川町景観計画」を総合的かつ計画的に推進していくために、早川町景観条例「（仮）日本で最も美しい村づくり推進条例」を制定し、その適切な運用を図ります。

### ②（仮）日本で最も美しい村づくり推進委員会（早川町景観審議会）の設置

早川町による適正な景観行政、また住民による自発的な景観まちづくりの推進を図るために、学識経験者、公募住民、事業者、各種団体等からなる委員会の立ち上げ、以下のような役割を担わせます。

- ・早川町の景観行政のチェック

- ・景観計画の運用および見直し

景観法（届出制度）に基づく、勧告や命令に関すること

景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設に関すること

景観形成推進地区の指定に関すること など

- ・景観まちづくりに関する主体間の意見調整や協議

### ③日本で最も美しい村づくり推進基金と助成制度、表彰制度等の設立

町民や事業者、各種団体、また集落ぐるみでの自発的な景観まちづくりを推進するために、以下のような制度を整えていきます。

- ・表彰制度

町内の各主体が自発的に実施し、他の模範となる景観づくりに関わる活動を表彰する制度です。

これによって町民の景観づくりに関する意識や意欲の向上を目指します。選定や表彰にあたっては、町民参加による評価の仕組みなども検討し、景観づくりに関わるすべての主体が互いを認め合い共に成長できる関係構築を目指します。

- ・助成制度

町内の各主体が自発的に取り組む景観づくりに関わる活動を、一定のルールで審査し、影響や波及効果が高いと思われるものに活動資金を助成する制度です。金銭面の阻害要因を取払い、活動の円滑かつ効果的な推進を図ります。

### ④集落内の景観形成のルールづくりの推進

集落一体としてまとまりのある景観を形成するには、町民一人ひとりがバラバラに行動するのではなく、集落内で方向性を共有した上で展開していくことが重要です。一人ひとりの活動を無駄にしないためにも、集落内での話し合いの場づくり、また一定のルールづくりを促進させ、住民間での方向性の共有とまとまりのある景観形成を実現していきます。



#### ⑤公共施設における先導的な風景づくりの推進

町内には廃校を活用した公共施設、また町営の観光施設や公園など、様々な公共施設が存在します。これらは、その性格や規模等から、「地域の顔」として、景観面においても重要な役割を果たしています。

このような意味からも、公共施設は「早川町景観計画」を体現したものであるべきで、早川町にふさわしいデザインを有し他の規範とならなければなりません。

本町では、地域の景観づくりの先導役として公共施設を位置づけ、そのデザインに関する指針（仮称：早川町公共施設デザインガイドライン）の作成を検討し、これに基づいた公共施設の整備を推進します。